第４号」を削り、「）第42条の９第１項若しくは第２項」を「）第42条の９第２項」に改め、同第11号中「第42条の９第１項若しくは第２項」を「第42条の９第２項」に改め、同第四号中「又は令和４年旧措置法第42条の９第１項」を削り、同第六号中「、租税特別措置法第42条の13第１項から第４項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に」を削り、同表を別表六(十八)とする。

別表六(十)の表中

調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）	を	調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の二「２」若しくは「22」）	に、
調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑨」）	を	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑧」）	に改め、

同表を別表六(十九)とする。

別表六(十一)の表中

調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）	を	調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の二「２」若しくは「22」）	に、
調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑩」）	を	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑨」）	に改め、同表を別表六(二十)とする。

別表六(十一)の表中

特定税額控除規定の適用可否（別表六(七)「３」、「７」、「８」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）	可	を	特定税額控除規定の適用可否

に、

調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）	を	調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の二「２」若しくは「22」）	に、
調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑪」）	を	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑩」）	に改め、同表の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

⑴　別表六(七)「６」、「７」、「11」又は「14」の要件のいずれかに該当する場合

⑵　租税特別措置法第42条の４第19項第７号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

⑶　当該事業年度が令和６年４月１日以後に開始する事業年度に該当する場合

別表六(十一)を別表六(十一)とする。

別表六(十一)の表中

調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」）	を	調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の二「２」）	に、
調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑫」）	を	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑪」）	に改め、同表の記載要領第一号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同表を別表六(二十一)とし、同表の次に次の一表を加える。